



市場的不可譲性とは何か

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2008-05-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大江, 洋 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00005260

市場的不可讓性とは何か

北海道教育大学函館校法律学研究室

大江 洋

はじめに

- 一 可讓性問題
- 二 批判類型
- 三 擁護論
- 四 代替案

はじめに

「現代社会の難しい課題とは、一方で市場の有益性を受取りつつ、他方で市場の動きを市場が扱うにふさわしい財に限定することである」(Anderson, 1990: 204)。

現代社会は商品化社会である。構造的不況の真つただ中にある日本社会において、何とかして内需、民需を掘り起こそうと、売り手側は新たな「消費者たちの自由な欲望」(見田、一九九六：一二)を喚起する。日に日にそ

の流れは強まりこそすれ、弱まることはほとんどない。こうした商品化、すなわち市場化^{*1}の傾向は、これまで市場化の程度がそれほどでもなかった領域に現れ、また場合によってはまったく市場化されていない領域にも侵入していく。たとえば、「食」をめぐる現状を眺めれば、「個(孤)食」「調理済食品」「外食」等の現代の特徴はどれも食の商品化・市場化の傾向を際立たせる^{*2}。

こうした商品化・市場化の流れに対しては、二つのまったく対照的な立場が従来から意識され、また主張されてきた。ひとつには、あらゆる商品化を否定的に捉え、市場の消滅ひいては私有の消滅を唱える極がある。それは「脱商品化 (decommodification)」とも言えよう。つまり、市場化されればされるほど、それは社会的桎梏となるという発想である。もうひとつの極は、これとはまったく正反対に、あらゆるものの譲渡可能性を、つまり「普遍的商品化 (universal commodification)」の可能性を説く。売り手と買い手の売買の意思が合致さえすれば、どんなものでも商品化され得るという立場だ^{*3}。この立場は、後述のごとく、その利点を自由の無限の拡大・伸展に見て取る。

もちろん、現実をはるかに複雑で曖昧である。現代社会は完全に商品化を禁じた社会でもなければ、また普遍的商品化を達成した社会でもない。あえてその実相を単純化すれば、「両極の間の階調のどこかに具体的な社会は位置づくのである^{*4}。

では一体、現代社会において相応な商品化とはいかなる状況のことなのだろうか。商品化して良いものと悪いものを区別することは果たして可能なのか。商品化することの意義と弊害があるとすれば、それはどんなところにあるのだろうか。こうした、商品化をめぐる論点の検討を本稿では以下に行っ

ていく。筆者はこの種の研究に着手したばかりであり、本稿も序論的、導人的な域を超えるものではないが、今後考察を継続していきたい。

一 可讓性問題

何がどのように商品化されるべきかという問題は、何がどんな形で市場において金銭讓渡されるべきなのかという問題としても構成され得る。そして、そこにはいくつかの前提が存在している。

まず、金銭讓渡し得るためには当該財が「所有」されなければならない。換言すれば、特定財の私的所有（個人あるいは特定集団による所有）の可能性である。法的な関係に注目すれば、私的所有権（財産権）⁵が正統なものとして設定される必要がある。そうした法律関係や権利の設定なしに売買はあり得ない。したがって、何を所有し得るのかという論点がここで問題となってくる。事柄の性質上、所有することが不可能あるいは非常に困難なものもある。たとえば、友情や愛、あるいは神の恵み（divine grace）（Andre, 1965:175）。これらのものは「相手あってのもの」であり、いくら法的に私的所有権を設定しても、それらを所有することはできない。

次に、所有に関しては、論理的に私的所有可能ではあっても私的所有すべきでないものがあるかどうか、あるとすればそれはどんなものかという論点が存在する⁶。まず人間自身。他者をまるごと所有すること、人間を奴隷状態に置くことはできない。さらには、自然環境や歴史・文化的環境などを包括的に私有することにはさまざまな異論がはさまれてきた。言わば、公共財的な性質を帯びる財の私的所有問題である。公共財を私蔵・死蔵することが妥当かどうかという問題にもこれは関わっている。

私的所有の次は讓渡可能性の問題である。考え方としては、私的所有可能なものはすべて讓渡可能とも言えそうである。そこからは、私的所有（権）や私的財産（権）の中に讓渡可能性を入れ込むべきだという発想が生まれる。

ゆえに、財産をそもそも可讓的なものとしてしまえば、不可讓的財産は定義矛盾となる。そこで、取り得る選択肢としては、財産概念を狭く取って不可讓性の余地を財産外に取るのか（財産でないものの不可讓性）、あるいは、完全財産（財産かつ可讓）と制限財産（財産かつ不可讓）という対を考えるのかというものが残る⁷。

各自がそれぞれ持つ「記憶」は、所有可能でも讓渡することは不可能であり、また後述するように、自己所有可能でも他者に渡すべき（少なくとも金銭売買の形式で）でないと考えられるものもある。むしろ上記のように、讓渡不可能なものそもそも所有しているとは言えないと解釈して、財産の成立範囲を狭くすることも論理的には不可能ではないかもしれない。けれども、何を、どのように、どの程度商品化すべきかは各状況や文脈において決定されるべきだという本稿の立場からは、やはり私的所有（権）と讓渡の問題はとりあえず分けて考えていく方が考えやすい。

さて、可讓性は無償讓渡と有償讓渡に、すなわち贈与と売買に大別される。そして両者には大きな相違が生まれる。前者に較べ、後者は直接的かつ同時に利益・効用の「等価交換」を志向している。したがって、市場的交流が贈与と交換と異なるのは、その相互性の時間的差異から説明され得る。市場的交流は基本的に同時履行だが、贈与と交換は長期にわたっての相互性が存在すれば良く、同時履行である必要はない⁸。後述のように、その金銭売買が厳しく糾弾される場合でも、同じ財が無償で贈与される場合には問題とならないことも多々ある。つまり、市場的交流による移転は禁止される（と移転不可能性それ自体は異なる。たとえば、臓器売買が法禁されていたとしても、臓器の無償移転・提供、すなわち臓器贈与が正当化されている社会は十分に考えられる。したがって可讓性を問題とする場合にも、それが無償讓渡・贈与であつても問題なのか否かを吟味する必要がある）。

こうした可讓性には暗黙の前提がある。それは売買・贈与の主体と売買・贈与される客体・対象という主客二元論だ。可讓性とは、何かを所有者から

「分離」することなのである。その分離された中身は具体的な財であることもあり（物権的譲渡）、また人に属する各種の権利である場合もある（債権的譲渡）⁹。主体・自己の「外側」にあるものはすべて可譲的であり、主体そのものあるいは主体内部のものとは不可譲であるという考え方である¹⁰。こうしたことを言い換えれば、それは外部財と内部財（実践）という二元論にもなる。実践と関わる、目的そのものである内部財と、手段的価値に過ぎない外部財という図式である。この図式に沿って言えば、賃労働なども、あくまで自分の外側にある一部の能力である労働力を売ったに過ぎないこととなり、正当化されるだろう¹¹。

このような考え方のさらなる前提としては、法的主体・法的人格の想定、ひいては自律的人格の想定がある¹²。所有や財をめぐる様々な法律行為を主体的にさばいていくという人間学である。ただし、この自律的人格像に対しては、人間を「有能——無能」という類型に二分してしまう危険性が指摘できよう¹³。また、ここでの自律的人格を抽象的に想定すればするほど、人格に「付随」する属性は人格の外部に置かれ、そうなることそれは交換・代替可能で譲渡・売買可能なものとなっていく。

二 批判類型

では商品化に対してはどのような批判類型が想定し得るのだろうか。具体的な批判類型の検討に入る前に、そもそも商品化されるとは何を意味するかということをおさらいしておく。

まず注目しておきたいのが、商品化に伴う「計量化」「費用便益計算」志向である。等価交換を前提とする商品化は、計量化・価格化を伴う。そこで何が商品化されたのか（物自体、時間、努力、能力、自由、法的地位、等々）について深く問われることはない¹⁴。ゆえに価格化・計量化困難なもの微妙な部分を切り捨て、強引に費用便益計算をしようという傾向が常にそこ

には存在している。あるいは、各人の属性すべてを商品化するような包括的商品化（たとえば代理母の卵子にまつわる、つまり当人の遺伝子的属性すべてを商品化する場合）の可能性や、場合によってはすべてのものを無意識のうち価格つけてしまうような発想（Radin, 1987: 1926）も出現するかもしれない。こうした包括的商品化の傾向が強まれば、その影響は他の部門にも及び得る。たとえば無償的行為など、それまで商品化されていない行為やサービスまでもが金銭的・価格的なものとして見なされるようになっていく。

次に、こうしたことと関連して言えることは、商品化の拡大に伴う貨幣機能の浸透、すなわち「貨幣の侵入」である。貨幣がもたらす固有の役割がそこに生ずる。ここである程度まとまった貨幣論を展開する準備が本稿にはないが¹⁵、アンドレによれば、貨幣には次のような特性がある（Andre, 1995: 1856）。①貨幣価値の通約可能性、②蓄積性、③蓄積の不平等化がなされやすい、④手段性、⑤限界効用逓減。上記の商品化に伴う計量化志向は、ここでの通約可能性と重なっている。様々な財の特性・微妙さを、価格という貨幣価値に通約することに貨幣の重要な機能があることは疑い得ない。

さらに、商品化は選好（当該商品を求めること）に対して独特の傾向を帯びさせる。端的に言えば、それは選好の一人歩きである。程々の資力さえあれば、消費者は自分の欲するものだけを自由に取捨選択できるようにしてきた（自分好みの専門テレビ局選択からサラダ専門店まで）¹⁶。何に對する選好でもその中身は問われず、また選好するその（正当化）理由も問われることはない。一人称的な正当化、つまり、「私がそうだとするから正しいのだ」（Keat, 2000: 40）という正当化が図られる。それは単なる意見であり、「判断」ではないし、正当化理由が不要であるということは、他者による評価はもろろん不要となる。こうした選好は、理由不要の私的承認とも言い換えることが可能だろう。私的承認が商品化とともに増加する傾向がそこで強まる。

では、こうした商品化の特徴はどのような問題を引き起こし得るのだろうか

か。そのことを以下に小考してみたい。もちろん、普遍的商品化を規範的に評価する立場によれば、商品化が進行してもそこに問題は起きないこととなる。だが、普遍的商品化も脱商品化にも現実社会は至っていないし、また本稿を含め、多くの議論もそうした両極の立場を採用していない。したがって、何らかの形での商品化成立には一定の意義（商品化・市場が達成する価値）があるだろう。そのことに關しては次項で扱うこととし、ここでは商品化の問題性を引き続き検討する。特に、そこで侵害される価値を意識して立論していきたい。

商品化が疎外 (alienation, Entfremdung) を生むという危険性については、つとに主張されてきた^{*17}。たとえば初期マルクスの論文である『経済学・哲学手稿（草稿）』では、あまりにも有名な疎外論が主張された。曰く、資本主義社会において、「労働はたんに商品だけを生産するのではない。労働は自分自身と労働者とを商品として生産する」（マルクス、一九六四・八六）。労働力の商品化による疎外をマルクスはさらに発展させ、類的存在としての人間の類生活自体が疎外労働（商品化）によって疎外化すると述べる。

疎外化と言ってしまうは非常に簡潔であり、それは商品化の問題性・桎梏を「包括的」に説明する方法ではあるかもしれないが、決してわかりやすいものではない。言わば、商品化と人間性の桎梏を直ちに結びつけているような論理展開である。ここでは、散文的ではあるがもっと日常用語的な結びつきを以下に示す。

まず、商品化の弊害が直接的か間接的かという分岐が考えられる。何らかの害悪の帰結・影響が個々の売買によって直接的に当事者に及ぶ場合と、間接的に及ぶ場合である。ちなみに、直接的侵害は通常、交換主体へのものとなる。商品化およびその帰結としての売買に關して、当該両当事者もしくは一方の当事者に加えられる害悪である。

商品化の重要な特徴として計量化を挙げたが、その性質は、貨幣の特徴である通約性とあいまって、商品の部品化・代替性を生じさせる。あらゆる財

が何らかの等価交換性を持つということは、他の同価値のものと交換・代替可能であるという発想を生む。このことは特に、労働力の商品化に際して色濃く現れる。それは労働者自体の代替可能性（人間の部品化）となる。そして、たとえ代替されるものが労働力であるとしても、各人の固有性すなわち個性への侵害につながりかねないとの批判が起り得る。この批判に対しては、個性をも相応に高く評価し価格化するのであれば、それは個性の切り捨てや無個性化ではないとの反論が可能かもしれない。だが、それが人間的手段化だという再反論にさらされる可能性が大きい。

贈与交換を市場化・商品化してしまう場合に手段化の批判は強調される。なぜなら、贈与交換とは本来、相互的な人格的交わりである筈だからだ。また、性行為が相互的尊重なしには成り立たないとするならば、買春等の商品化された性行為も手段化ゆえの人格性への侵害となる^{*18}。

それでもなお、上記の批判では、すべての社会的行為を価格を持った「商品」とみなす普遍的商品化論者を納得させていないかもしれない。それに対しては、レイディンが想定する次の事例を当ておきたい (Radin, 1987: 108)。強姦事件があった場合に、仮に強姦犯の強姦による利益（金額）が被害者の被害の大きさ（金額）を上回るならば、その犯罪は正当化されるという帰結は、普遍的商品化論者にとっては受け入れられるのかもしれないが、それが認められる社会とは少なくとも今はまったく異なった人間の世界であることは確かである。

さて、商品化の特徴として選好の一人歩きを挙げたが、この点はいかなる問題性を呼び起こし得るのだろうか。その極端な懐疑的発想からは、徹底的な価値相対主義・価値主観主義が生まれる。言うならば、善や価値判断が恣意的な選好に変質してしまう危険である。そこで必要なことは自己（選好）の肯定だけであり、理由を持って自分で自分を正当化するような自己尊重は必要とされない。だがそれは新たな不安定さを生じさせる危険性を持つ^{*19}。そうした恣意的選好が跋扈するならば、判断基準（市場財への判断基準をも含

む)が各自の中で徐々に積み上げられ陶冶されていくようなことはない*20。換言すれば、それは権威の徹底的破壊である。権威が破壊されれば、正当な権威を誠実に認める実践や関わりも破壊される結果となる。さらにそれは、生の意味自体を喪失させる危険にもつながり得る。市場において選好を明らかに示す消費者も、すべての財が商品化・市場化されることを自ら望むわけではない理由がここにある*21。

こうして普遍的商品化には、人間の良き生や尊厳を危険にさらす側面があることが理解されよう。この点と同時に、ここでは直接的な侵害のもうひとつの形態を言及しておきたい。それは、交換対象(客体)への侵害である。通常の売買の想定の外であってあまり議論されていないが、商品自体が人間であり、本人の意思をまったくおしはからないところで取り引きがなされる場合がある。たとえば、奴隷貿易における奴隷売買や、乳幼児売買(baby-selling)など。その場合に、奴隷や乳幼児は自分が売られることを選択していない。そして、そこでは売買にまつわる被売買者たちの自己決定権への侵害にとどまらず、あらゆる属性を含んだものの商品化へつながる危険性(「買いたし…十人力の奴隷、紅毛碧眼の赤ん坊」も存在する*22。同時にこのことは、強制された売買につながる危険性がある。奴隷契約を認めるような普遍的商品化説も、それが強制されたものであると判明したならば、当該契約を無効とするだろう。だが、商品化の範囲やその程度が進めば進むほど、そうした「本意ならざる契約」が出現する確率は高まる。貧困ゆえの売買の危険についてわれわれは十分な注意を払うことが必要なのである*23。さて、(普遍的)商品化によって生じ得る侵害は、個々の売買が直接及ぼすものに限らない。まず言うまでもなく、分配上の不公正問題がある。普遍的商品化を極点とする商品化の傾向が強まれば強まるほど、持てる者と持たざる者の分裂は進む(富者と貧者の出現およびその格差拡大)。もちろん、そこで強烈な再分配(政策)を行えば事情は変わってくるだろうが、それは商品化を駆動する市場原理主義にとっては矛盾そのものである。ゆえに、や

はり商品化が進んだ社会においてそうした強い再分配が行われる可能性は低い。ただし再分配を行う必要性は商品化問題と連動しているのである。次に、間接的侵害は商品化の「副作用」からも見て取れる。たとえば、商品化が無規制なまま野放図に進行するならば、たとえ短期間ではあっても粗悪な商品が出回る危険性がある。

ここでは特に、商品化による間接的だが非常に広い影響を及ぼし得る、ある効果を取り上げてみたい。それは、一旦ある財が商品化されるに至ると、同種の商品化されていない財にも商品化の質的影響が及び、その商品化されていない財の本質を汚すという考え方だ。あたかもドミノ倒しのように商品化の影響が同種のものにも及ぶというところから、レイディンはその「ドミノ効果・ドミノ理論」と呼ぶ(Radin, 1987:1909-1996:95)。その場合に、商品化の影響力の強さから、同一種類の財の商品化と非商品化は共存できないこととなる。彼女はそれをフェミニニスト的観点から代理母や売春問題等に即して説明する。代理母制度が広く商品化されるに至れば、女性一般にその影響が及ぶ。つまり、女性をすべて「子生み装置」とみなす差別的意識助長の危険である(Radin, 1987:1930)。また、売春問題に関して言えば、これも広く商品化されると、女性一般を「性商品」と捉える危険性が増す。レイディン曰く、現状では売春に関してそれほどドミノ効果はないが、圧倒的な性的商品化が進めばドミノ効果は起こり得る(Radin, 1987:1922)。

こうして、ドミノ理論を完全に認めると、同一物を金銭的にも非金銭的にも評価し得る両立可能性を否定することになってしまう。たとえば、無償の行為自体も価格的评价を免れざるを得なくなるかもしれない。それは当該行為の本質を歪める危険を持つ*24。

もちろん、ドミノ効果成立の余地を認めたらといって、ひとつの財の商品化が同種の財に関して必ずドミノ効果を持つかどうかは論争的である。レイディンの主張するように、当の問題がどれくらいドミノ効果を持つか否かは、結局のところその場で検討するしかない(Radin, 1987:1914)だ

ろう。

三 擁護論

普遍的商品化の批判類型は上記のように考えられ得るが、既述のごとく、だからと言って一足飛びに商品化の廃絶を説くことはあまりに非現実的である。どこかで商品化は正当化され得る余地も持つ。そこで、以下に商品化や市場についての想定可能な擁護論を検討してみたい。

擁護論と言うからには、擁護し得る利点・価値を積極的に主張することが主たる課題となるが、その前に異なった観点からの擁護論を取り上げたい。

まず、普遍的商品化などはしようと思ってもできないという擁護論が想定され得る。これは、「不可能的安心説」とでも言えるものだろう。それを無理矢理「廃絶」しようとするればかえって悪影響が出るという立場である。たとえば、米国においての禁酒法（アルコール飲料の脱商品化）は非現実的であり、かえってそれは密造やそれに伴う闇市場を活性化させただけに終わった。無理な脱商品化は第二第三のアル・カポネを生み出すだけだという考え方である。確かに、現実的条件をまったく考慮しない脱商品化は、かえって状況を悪化させるだけに終わるかもしれない。また、当該商品の性質によっては、商品（開発）化が進んだとしても比較的に深刻な問題を生じない場合もあるだろう。ボールペンの商品開発が生む問題は、代理母のそれとは異なる。

だが、こうしたことをもって、すべての普遍的商品化の正当化を図ることもまた短絡的過ちである。否が応でも普遍的商品化と脱商品化の間にある現代社会においては、中間的理論を組み立てなければならぬ。

また、不可譲性論への批判という観点から、商品化を結果として擁護する立場もあり得る。売買当事者の合意を否定する形で不可譲性を主張するのは、第三者の余計なお節介であるという意見だ。たとえば、文化財・文化的資源

の市場原理主義化を憂う人間とは、所詮高尚な文化 (high culture) を愛好する「文化エリート」であり、低俗な文化 (low culture) から高尚な文化を救い出そうとする彼らの行動類型は文化パターンリズムと呼べるようなものだ²⁵、というような批判にその例が見いだされる。特定文化保護はエリート主義だというこうした批判の背景には、当該商品消費する消費者こそが主人公となるべきだとの考え方（消費者主権説）がある。大衆文化を一方面的に嫌悪し、広く影響力を行使し得る範囲でそれを排斥するような行動は確かに問題である。ただ、選好陶冶の発想（機会保障）をまったく持たない「選好原理主義」が問題をはらむこともまた事実ではないか。単純に選好と消費者主権を結びつけて事足りりとするわけにはいかない難しさがここにある。

結果として商品化を擁護する議論はその他にも、脱商品化で得をするのは実はそれを売らなくても良い人だという主張がある²⁶。これは、たとえば、売春や代理母問題に関して、女性の商品化を批判するような立場にある者自身はその問題に思い悩む（後述の板挟み問題等に）必要はなく、ただ超越的立場から批判するだけであるという批判だ。特定の社会問題の実相を理解し、その改善を唱える者が皮肉なことに「部外者」であるという場合は、しばしば指摘され得る事態である（先住民の人権保障を唱える人類学者から、子どもの人権の重要性を訴えるおとなたちまで）。当事者の立場に部外者が本當に立ちまわることの難しさはいくら強調しても、強調し過ぎることはない。だが、だからと言って、その困難性の理由をもって問題自体を消し去ろうとすることは本末転倒である。

不可譲性とは本當に単なる第三者の介入行為につきるのか、また、そうした批判の背景にある消極的自由論の妥当性はどのようなものなのか。さらには、「低俗」文化を求めめる大衆自身は果たして「高尚な」文化の自然消滅を望んでいるのか、等々の問題については次項でまとめて考えていきたい。

では、商品化の積極的意義はどのような点から説明され得るのだろうか。商品化の進んだ社会とは基本的に市場化の進んだ社会である。ゆえに商品化

の利点は、市場の持つ利点と考えられているところと少なからず重なり合うだろう。では、市場の特徴とは何か。詳論の余裕がここではないが、アンダーソンによれば、市場的売買には次のような特徴がある (Anderson, 1990: 182)。すなわち、①個人的な人間関係を伴わない非人格性、②自由領域の存在、③消費における排他性・競争性、④欲望を喚起する性質、⑤不満を示す場合は退出 (exit) 戦略であり、要求 (voice) 戦略ではない。

この市場売買の特徴にも示されている、自由という側面がしばしば商品化の利点としても強調される。つまり、「現代の市場が具体化しようとする最も重要な理念とは、特定の自由観念である」 (Anderson, 1990: 180) という主張だ。その中でも特に取り上げたいのが、「解放としての自由」という発想である。それによれば、市場売買が持つ非人格性 (impersonality) があればこそ、逆に封建的桎梏から人々が (特に弱い立場の者が) 解放される²⁷。そして、このことは現代的文脈においても言えることだろう。たとえば、脱商品化の美名の下で女性が抑圧されている場合に、その桎梏を解放するひとつの力として商品化が利用できる魅力はやはり捨て難い (Radin, 1987: 1923)。

個人の自由 (自己領域としての自由) をとにかく確保しようとするこうした発想は当然のことながら、その経済的帰結を問わない。したがってそこでの自由とは、講学上の消極的自由 (Berlin, 1969: 122) である²⁸。現代社会においてこの消極的自由をまったく否定してしまうことは例外的状況以外にはあり得ない。自己決定やプライバシーの核心に「誰にも触らせない自由の領域」を置く重要性は何度でも力説しておくべきである。とは言え、消極的自由あれば積極的自由ありで、市場的自由はあくまでひとつの自由でしかないこともまた事実である²⁹。果たして、あらゆること、あらゆるものを売買できることが自由のすべてなのだろうか。市場的自由とは、商品的手段の利用可能性と近似的なものであり (Anderson, 1990: 181)、財自体の本質的価値や共同利用の可能性など、他の考慮事項をうまく説明するものではない。

消極——積極的自由という自由の輻輳性は、商品化の微妙さと呼応関係にあると言えよう。

市場が持つ機能に引き寄せて考えれば、独特の調整・平和維持機能をも指摘し得るかもしれない。中央集権的な指令・計画ではなく、市場的相互調整の網の目を通してこそ、そうした機能は達成され得るという発想がここに関連する (Lindblom, 2001)。さらには「このことと関わって、効率性の達成および利益の最大配分も市場擁護の伝統的理由とされる。社会的な財配分や調整は、何と言っても市場原理によってなされることこそ最も効率的なものであり、またそうすることが財を最大化することにつながるという主張である³⁰。商品化や市場が持ち得るこのような美質を認めるに筆者もやぶさかではないが、やはり普遍的商品化を肯定しないのであれば、商品化への抑制は不可避的に何らかの形で考え出されなければならない。

四 代替案

さて、レイティンは女性の性産業従事者 (sex worker) に関して次のような議論を展開する (Radin, 1987: 1916)。経済的事情から、特に経済的最下層に落ちないためという、やむにやまれぬ理由から女性は性産業に従事しているという主張は、疎外労働としての商品化という見方と衝突する。前者の立場から言えば、現状のままの脱商品化は旧秩序の中に女性を押し込め、市場一般を男性にだけ開放することにつながる。だが、だからと言って性産業に従事することが直ちに手放して人格的解放としての商品化と容認できるかどうかは別問題であろう。ここにレイティンが「板挟み (double bind)」と呼ぶ状態が現れる。すなわち、現状変更 (福祉権保障、再分配等) なしでは、普遍的な性商品化は疎外やドミノ効果を生み、他方、脱商品化は対象者を苦しい状態のままに放っておく。複合的平等との対照で言えば、このことは「複合的不平等 (complex inequality)」 (Andre, 1995: 195) とも呼び得る

だろう。そうすると、この不平等を解消・改善するためには、普遍的商品化でも商品化完全禁止でもない策を案出していかねばならない。ではそうした代替案にはどのようなものが考えられるのか。以下にいくつかの着想を検討していきたい。

まず挙げられる代替案が、市場領域と非市場領域の分割併存を求める多元論的主張である。ウォルツァーはそうした領域分割によって支配性や抑圧性を克服しようとする。ここでは、貨幣や商品が正義に対して脅威を与えているという理解から、商品化への抑制方法が複合的平等論の一環として考えられる。特に、(米国において)商品化が禁止されているものが、「差し止められている交換 (Blocked Exchanges)」として、次のような十四の類型にまとめられている (Walzer, 1983:100-「一六〇」)。

- 一、奴隷売買に示されるように、人間自身を売買することはできない (商品化し得るものとしての労働力と、し得ないものとしての人格および自由をウォルツァー自身は区別している)。
- 二、投票権に代表されるような政治的権力および影響力は売買できない。
- 三、裁判官や陪審員を買収してはならないように、刑事裁判は売買できない。
- 四、言論、出版、信教、集会の自由自体を行使するにあたって、誰かに対価を支払う必要はない^{*31}。
- 五、結婚、出産の権利は売り物ではない。
- 六、政治的共同体から去る権利は売り物ではない。
- 七、兵役義務、陪審義務、共同体的仕事の参加義務などからの免除は売買できない。
- 八、政治的公職は買えない。
- 九、治安や中等教育のような基本的福祉サービスの購入は例外的である。
- 十、「頼みの綱」的な、絶望的な交換は禁じられている。
- 十一、各種の賞や栄誉は購入できない。

十二、神の恵みは買えない。

十三、愛と友情は、われわれが通常理解しているようなものである限り、買えない。

十四、犯罪の売買は禁止されている。

これらの類型は、おおよその指針としての意義はありつつも、当然のことながら、「どの領域が保護されるのかは明確ではない」(Andre, 1995:195)。たとえば、上記の出産の権利の売買は代理母問題において容認論も含め甲論乙駁の状態になり得るし、また、遺伝子関連の様々な商売など、これまで予想もされなかった領域が保護領域として議論される可能性もある。「どの領域なのか」は常に論争的なのだ^{*32}。したがって、非市場領域を截然と決めることにどこまで意味があるのかという疑問も提起され得る。

現在、多くのもの・商品が中途半端な市場化段階 (完全市場化でもなく完全売買禁止でもない状態) にある。言わば商品化の現段階は、市場化と脱市場化の間に (その偏りはどうあれ) 存在している。したがって、仮に脱市場化モデルを目指すとしても、それは徐々に (evolutionary) なされるしかなく、革命的になされるもの (revolutionary) ではなく (Radin, 1987:1875)。では、理想世界ではない現実社会において商品化に関する最善策はどのような求められるべきなのだろうか。ウォルツァー的な截然とした領域区分論の意義と限界は上記の通りである。他にはどのような代替案があり得るのだろうか。

レイディンは、領域分割論を採用することなく、同一物でも文脈によって商品化されたり、あるいはされなかったりするという枠組みを提起する。彼女の表現に従えば、それは「限定的 (不完全) 商品化 (incomplete commodification)」および「競合的商品化 (contested commodification)」となる (Radin, 1987:1917-21) (1996:102)。たとえば、各種の住宅規制・保護や労働立法は契約の完全自由化を抑制するものであり、その意味で不完全商

品化の具体例である。レイディン曰く、「労働や住宅の完全な脱商品化」が今のところ考えられないがゆえに、限定的商品化が主張されることとなる (Radin, 1987:1921)。それを完全商品化すると人間的発展 (human flourishing) が阻害されるというのが彼女の見方である (Radin, 1987:1919)。レイディンは不完全商品化に関して、特に女性や子どもに関わる論点で考察している。彼女によれば、売春を仮に容認 (一定の商品化受容可能性) するとしても、そのためには次のような限定条件が必要とされる (Radin, 1987:1924)。すなわち、売春行為が「地下」に潜ることを防ぐこと、当該女性が搾取され「食い物」にされないようにすること、売春によって彼女らが貶められること (degradation) がないようにすること、などの条件である。そしてそうした条件達成のために、売春の非犯罪化、性商品宣伝等の禁止 (ドミノ効果防止) が要請される。そうした限定条件の下ではじめて売春 (性の商品化) が認容されることとなる。

次に、代理母についての彼女の行論は以下のようなものである (Radin, 1987:1932)。現時点では、血のつながった子どもを欲しがるとは (米国内においても) 相当残っており、また利他主義的動機から代理母を望む女性もいる。よって、贈り物としての代理母だけを認める考え方もある。血のつながりを重要視する人々の思いの強さを考えれば、まったく血のつながらない単なる委託出産は否定される。代理出産は通常、代理出産を依頼する父親の精子が用いられるので、不完全商品化なら行われても良いとされる。もちろん、代理母は商品化されないに越したことはないレイディンは述べる^{*33}。

さて、商品化の特徴や問題点として選好の一人歩きを挙げたが、このことについてはどのような代替案が考え得るのだろうか。たとえば、キートは文化的財 (cultural goods) 保障の観点から次のような議論を展開する (Keat, 2000:chap.5)。

文化的財保障に関して市場モデル (自己選好絶対主義^{*34} およびグローバ

ル文化の均一主義) が行き詰まる可能性を見て取ったキートは、まず利他主義からの行為類型を検討する。自己利益を考慮せずに、文化的財の充実化のために貢献しようとするのが、ここでの行為・関わりである。しかし彼は、この行為類型も「滅私奉公」的側面が強すぎて、非現実的であると断ずる。そこで新たな類型が追求される。同時に、前述の文化エリート主義・文化パターナリズムの克服をもキートは目指す。つまり、選好の独走を許さないという意味で一定の権威成立の余地を残しつつ、その権威を批判に開かれたものとしようとする。権威と批判 (応答) の両立可能性である。

では、選好、すなわち消費者の購買欲 (willingness-to-pay) に頼り切るのでもなく、一方、文化エリートの「託宣」に盲従するでもない方法とはいかなるものなのか。ここでは、丁寧な文化承認 (制度) のありようや、エリートによるお節介な判断に頼らずとも相応の文化選択を行えるような (断能) 能力陶冶などをキートは強調して、同僚による承認・判定を引き合いに出す。たとえば、学術雑誌システムの意義として、キートは科学全体への寄与と、各個人に対する報償・承認を挙げる。各人の知的満足のみでは成果発表・出版 (他者にとっての利益になる次元) にまでは達しない。なぜなら、それは創造的作業であるがゆえに大変だからだ。一方、他人からの評判だけを気にすると、今度は成果の中身が空洞化する危険がある。こうした点を考慮すると、知的満足や利他主義では得られにくい「動機づけ」と、単なる人気取りゲームに終わらない「良質な内容」の双方が同僚による評価からは期待し得る^{*35}。

消費判断能力陶冶について、キートは独特の「文化的メタ財 (cultural meta-goods)」という概念を提唱する (Keat, 2000:156)。ここでは、賢明な財購入判断能力の陶冶 (ある種の消費者教育) が目指される。つまり、単に消費に終わる財ではなく、何かを判断、生み出すものとして文化的メタ財を重要視していく。各自にとっての価値や良き生をめぐる判断能力の陶冶、各自の良き生に対する各々の財の貢献度を判断する能力を進めるものとして

この文化的メタ財は位置づけられる。言わば、市場を各自がうまく使いこなす力である。また、各々の判断、選好の基礎には各人なりの中心的価値がある。そして、この価値は自然に備わるといふよりも、様々な芸術等に触れ、あるいは「遭遇」することによって往々にして触発的に獲得されるものだ。たとえば、「何を守るべきか」ということを決めるのは文学」（加藤、一九九六・一三七）であり、この場合の文学とは、まさに文化的メタ財と言えよう。

こうした能力や価値、すなわち文化的メタ財は、市場供給だけでは不足する可能性がある。また、異論を唱える際の手段としてもこれらの財は活用され得る。特に、前述の市場的な退出戦略——買わないこと——ではなく、声をあげて異議を申し立てることを行う際にそれは活用されるだろう。財獲得をめぐることは、退出で済むものと、理由が求められるものがあり得るわけだが、当事者間での相互交渉が望まれるような場合には退出戦略ではなく、理由を述べ合う戦略がしばしば採られる。この発想は、集合的決定にも関わる。集合的決定は排除する自由でなく、含まれる自由(a freedom to be included)であるという主張 (Anderson, 1990:204) からは、非排他的で参加が容易なフォーラム的な発想が重要であり、その意味でそれはここでの文化的メタ財と非常に親和的である。

以上のように、いくつかの代替案を見てきたわけであるが、截然とした領域分割ができない以上結局のところ、商品化と非商品化の間を右往左往していくしかない。もちろん、既述のドミノ効果等、有用な補助線は引けるだろう。しかし、直截な結論を導き出すことは非常に困難である。特に、上述の限定的・競合的商品化は、普遍的商品化や完全な脱商品化に較べると、当然のことながら微妙な部分を大いに残してしまい、理論的には「見映え」が悪いかもされない。言わば、一般的あるいは体系的な理論からは程遠い形となっている。レイディン自身はそのプラグマティックな立場を逆に強調し、あくまで社会的文脈の中で限定的・競合的商品化を考えていかなければならない

とする (Radin, 1987:1937)。本稿もその立場を共有したい。さらなる補助線は、他の具体例を色々な角度から検討することによって引かれ得るだろう。だが、それは別稿の課題である。

註

- * 1 ここでの市場化とは当然、単なる市場(いちば)の存在ではなく、市場(しじょう)システムの存在を意味している。参照 (Lindblom, 2001:4)。
- * 2 著しい商品化傾向を持つ「早さ」に対する代替案としての「遅さ(スロー・ライフ)」を魅力的に提起したものととして、(辻、二〇〇一)がある。
- * 3 もちろん普遍的商品化とは、話をわかりやすくするためのカリカチュア (Radin, 1987:1862) という側面もある。
- * 4 参照 (Radin, 1987:1857)。
- * 5 私的所有権概念そのものの検討については、本稿ではほとんど立ち入る余裕がないので他日を期す。参照 (川島、一九八七) (森村、一九九五)。
- * 6 参照 (Andre, 1995:176)。
- * 7 参照 (Radin, 1987:1890)。
- * 8 参照 (Anderson, 1990:186)。
- * 9 物権の排他性を考慮する場合には、物権と債権の譲渡性にはその強さに違いがあるようにも思われるが、ここではそれ以上の論及はしない。なお参照 (川島、一九八七:四五一)。
- * 10 参照 (Radin, 1987:1904)。
- * 11 こうした図式はたとえば、ヘーゲルの賃労働の正当化に見られる (ヘーゲル、二〇〇〇)。ヘーゲルは、「人格の核心」自体を譲渡することはできないとしつつ (§ 66)、雇用契約による生産行為やサービスの譲渡を認めている (§ 80)。
- * 12 ちなみに川島武直は、商品交換における基本的な法的カテゴリーとして、「私的所有権」「契約」「人格」を挙げる (川島、一九八七)。これらのカテゴリーは、本稿における「所有」「可譲性」「自律的人格の想定」という基本枠組みと重なり合う。
- * 13 こうした二分法を含む法的主体・人間像について、筆者は (大江、二〇〇一b) において小考した。
- * 14 参照 (Andre, 1995:187)。
- * 15 貨幣論の先駆的業績としては、言うまでもなくマルクスの『資本論』(マルクス、

- 一九六八)が挙げられる。マルクスは価値形態の最終的な形態が貨幣形態に他ならないとする。さらに、貨幣と自由の関わりを説いた古典的大著としては、ジンメルの『貨幣の哲学』(ジンメル、一九九九)がある。国内での独特の貨幣論として(岩井、一九九八)など。
- * 16 サンステインは、消費者が「異物」に遭遇することなく、自分好みの情報だけを取捨選択する現実的可能性とその危険性を指摘する(Sunstein, 2001)。
- * 17 英語の語源的にも、alienationには二重の意味が、すなわち可譲性と疎外という意味が指摘され得る。参照：(Radin, 1987:1871)。ちなみに、労働は、土地および貨幣と並んで本源的生産要素であり、それを商品化することは擬制的なものであるという論点もある。参照：(ポラニー、一九七五・一九六一)。
- * 18 参照：(Anderson, 1990:187) (Andre, 1995:189)。
- * 19 キートはこうした不安定さを、近代的承認の不安定さとして捉えている(Keat, 2000:75)。
- * 20 同時に現代的課題としては、情報操作(広告宣伝等)によって嗜好形成されてしまう危険性が挙げられる。自分の野放図な嗜好自体が実は外部から巧妙に操作されて出来上がっている危険性である。参照：(Keat, 2000:41)。
- * 21 参照：(Keat, 2000:20, 50, 73)。
- * 22 もちろん、現在の養子制度が成立しているのは、養親が養子を人とし扱っているからであり、ゆえに、自分(養親)が子育てしたくて乳幼児を売ってもらうことと、乳幼児(将来の働き手)の能力の使用者になりたくて売ってもらうことは異なる。だが、無制限に乳幼児売買を進めれば、そうした前提が崩壊していく危険性は増すだろう。参照：(Radin, 1987:1925)。
- * 23 参照：(Radin, 1987:1909)。
- * 24 もちろん、商品化跋扈の中であえて無償の行為をすること自体は奇特なものであると評価される余地はある。だが、必ずそうなるわけではなく、むしろ商品化が無償の行為の障害となる場合が多いのではないか。参照：(Anderson, 1990:198)。
- * 25 こうした高尚—低俗文化の対照については、(Cowan, 1998:40)を参照せよ。
- * 26 参照：(Radin, 1987:1917)。
- * 27 むろん、封建的桎梏からの解放としての近代的自由が、同時に近代的不安や孤独を産み出したという点は、つとにフロムが指摘してきたところである(Fromm, 1965)。
- * 28 伝統的自由主義者についての「三種の神器」とも呼べるものの中で、生命権(the rights to life)・財産権(property)とともに、自由(liberty)観念があるとのレイディ

ンの指摘もこのことと関わっているのだろう。(Radin, 1987:1851)。

- * 29 参照：(Anderson, 1990:203)。
- * 30 参照：(Anderson, 1990:203) (Keat, 2000:150)。
- * 31 もちろん、実質的にそうした自由を十分に保障しようとするためには、様々な手段(媒体)の確保など、相応の費用がかかる。ウォルツァーもこのことを意識して、そうした自由自体と、その影響力の問題を分ける(Walzer, 1983:101「一六二」)。
- なお、筆者自身が「自由(権利)と費用」の関係を考察したものととして、(大江、二〇〇一a)を参照されたい。
- * 32 同旨、(井上、一九八九:九三)。
- * 33 もちろん、代理母の不完全商品化は当事者間の合意だけで良いのかという問題がある。前述のように、そこには子ども(胎児・乳児)自身の権利の問題が存在しているからだ。参照：(Radin, 1987:1934)。
- * 34 キート曰く、嗜好も実は判断に基づいており、現実の嗜好はそのイメージ以上に存外深いものであると強調する。逆に、嗜好を強く主張する人々はそれを浅く考え過ぎていと述べる(Keat, 2000:67)。
- * 35 創造的仕事を出来高払いでやる窒息性については、本来ならばさらに検討しなければならぬだろう。ちなみに、外部的報償志向の人物は、実はその課題達成に向けて「小狡く」立ち回るとの指摘もある。参照：(Kohn, 1993)。

参考文献

- 井上達夫、一九八九、「平等〔法哲学の側から〕」星野英一・田中成明編『法哲学と実定法学の対話』、有斐閣。
- 岩井克人、一九九八、『貨幣論』、ちくま学芸文庫。
- 大江 洋、二〇〇一a、「権利に費用がかかる」とは、人文論究(北海道教育大学函館人文学会)、第七〇号。
- 、二〇〇一b、「関係性への権利(二)子どもの権利から権利の再構成へ」、国家学会雑誌、第一一四巻七・八号。
- 加藤周一、一九九六、『科学と文学』加藤周一著作集一六、平凡社。
- 川島武宜、一九八七、『新版所有権法の理論』、岩波書店。
- ジンメル、一九九九、『新訳版貨幣の哲学』、白水社。
- 辻 信一、二〇〇一、『スロー・イズ・ビューティフル：遅さとしての文化』、平凡社。
- ヘーゲル、二〇〇〇、『長谷川宏訳『法哲学講義』、作品社。

- ボラニー、一九七五、吉沢ほか訳『大転換…市場社会の形成と崩壊』、東洋経済新報社。
- マルクス、一九六四、城塚登・田中吉六訳『経済学・哲学草稿』、岩波文庫。
- 、一九六八、大内兵衛・細川嘉六監訳『資本論第一卷第一分冊』、大月書店。
- 見田宗介、一九九六、『現代社会の理論』、岩波新書。
- 森村 進、一九九五、『財産権の理論』、弘文堂。
- Anderson, Elizabeth. 1990. 'The Ethical Limitations of the Market', *Economics and Philosophy*, v.6.
- Andre, Judith. 1995. 'Blocked Exchanges: A Taxonomy', in Miller & Walzer (eds.) *Pluralsm, Justice, and Equality*. Oxford University Press.
- Berlin, Isaiah. 1969. *Four Essays on Liberty*. Oxford University Press.
- Cowen, Tyler. 1998. *In Praise of Commercial Culture*. Harvard University Press.
- Fromm, Erich. 1965. *Escape from Freedom*. Avon Books. [「日高六郎訳」一九六五、『自由からの逃避』、東京創元社】。
- Keat Russel 2000. *Cultural Goods and the Limits of the Market*. Macmillan Press.
- Kohn, Alfie. 1993. *Punished by Rewards: The Trouble With Gold Stars, Incentive Plans, A's, Praise, and Other Bribes*. Replica Books.
- Lindblom, Charles E. 2001. *The Market System: What It Is, How It Works, and What To Make of It*. Yale University Press.
- Radin, Margaret Jane. 1987. 'Market-Inalienability'. *Harvard Law Review*, v.100, n.8. ———, 1996. *Contested Commodities*. Harvard University Press.
- Sunstein, Cass. 2001. *Republic.com*. Princeton University Press.
- Walzer, Michael. 1983. *Spheres of Justice*. Basic Books [山口晃訳、一九九九、『正義の領分』、而立書房】。

(函館校助教授)